

平成29年度

上川管内版 事業承継に係る 支援施策のご案内

北海道上川総合振興局

はじめに

北海道上川総合振興局では、管内の中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継を支援するため、国、政府系金融機関等、関係機関で実施する支援施策や、管内市町村で実施している補助制度など、事業承継支援に関する施策を紹介する冊子を作成いたしました。

事業承継を進めるにあたり、参考となる情報を幅広く掲載しておりますので、貴社の事業承継の取組にお役立ていただければ幸いです。

なお、掲載されている情報につきましては、平成29年6月現在のものとなっております。各施策の詳細については、施策ごとに記載しております【問い合わせ先】までお問い合わせ下さい。

目次

実施団体名	名称	区分				ページ
		補助金 助成金	融資 保証	個別相談 専門家派遣	その他	
旭川市	旭川市中小企業振興資金融資制度 (経営革新・販路拡大等支援融資)		○			4
旭川市	旭川市経営アドバイザー派遣事業			○		
東神楽町	中小企業後継者育成事業助成金	○				5
東神楽町	中小企業特別融資制度		○			
愛別町	産業後継者就業等支援給付金事業(後継者定着給付金・後継者定住促進給付金)	○				6
愛別町	産業後継者就業等支援給付金事業(後継者祝い金)	○				
美瑛町	中小企業等特別融資貸付金		○			7
上富良野町	担い手サポート奨励金	○				
和寒町	商工業新規就業対策事業補助	○				8
下川町	下川町中小企業振興基本条例に基づく助成制度(事業承継)	○				
下川町	下川町中小企業振興基本条例に基づく助成制度(承継支援)	○				9
下川町	下川町中小企業振興基本条例に基づく助成制度(技術指導費)	○				
下川町	下川町中小企業振興基本条例に基づく助成制度(事業継承円滑化支援)	○				10
美深町	美深町商工業担い手支援条例に基づく助成制度(事業承継奨励金)	○				
美深町	美深町商工業担い手支援条例に基づく助成制度(経営安定補助金・経営自立補助金)	○				11
美深町	美深町商工業担い手支援条例に基づく助成制度(技術実習助成金・技術指導助成金)	○				
美深町	美深町商工業担い手支援条例に基づく助成制度(研究調査助成金)	○				12
中川町	中川町商工業振興条例に基づく助成制度(経営安定補助金・経営自立補助金)	○				
中川町	中川町商工業振興条例に基づく助成制度(技術実習助成金)	○				13
中川町	中川町商工業振興条例に基づく助成制度(研修調査助成金)	○				
音威子府村	経営基盤強化及び経営革新事業(事業承継)	○				14
幌加内町	幌加内町商工業振興奨励事業(店舗、事務所建設・設備導入)	○				
幌加内町	幌加内町商工業振興奨励事業(起業・事業承継)	○				15
幌加内町	幌加内町商工業振興奨励事業(新規事業・新商品開発)	○				

実施団体名	名称	区分				ページ
		補助金 助成金	融資 保証	個別相談 専門家派遣	その他	
経済産業省	経営承継円滑化法に基づく特例制度				○	16
中小企業基盤整備機構	中小企業支援機関職員向け研修講師派遣				○	
中小企業基盤整備機構	中小企業向けセミナー講師派遣				○	17
中小企業大学校旭川校	経営管理者養成コース				○	
中小企業大学校旭川校	事業承継・廃業支援の進め方				○	18
北海道事業引継支援センター	事業承継の総合相談			○		
公益財団法人北海道中小企業総合支援センター	北のふるさと事業承継支援ファンド				○	19
公益財団法人北海道中小企業総合支援センター	北海道よろず支援拠点 (経営の相談窓口)			○		
北海道信用保証協会	信用保証の別枠		○			20
日本政策金融公庫	事業承継・集約・活性化支援資金 (国民生活事業)		○			21
日本政策金融公庫	事業承継・集約・活性化支援資金 (中小企業事業)		○			22
商工組合中央金庫	事業承継支援 (事業承継支援貸付)		○			23
商工組合中央金庫	事業承継支援 (専門家紹介)			○		
北海道経済部	中小企業総合振興資金 (ステップアップ貸付【政策サポート】)		○			24
北海道経済部	事業承継サポートネットワーク形成事業				○	
北海道経済部	小規模企業持続的発展支援事業				○	25
北海道上川総合振興局	かみかわ産業地域担い手対策事業 (中小企業者等事業承継支援事業)				○	

※掲載されている内容は、平成29年6月現在のものです。

項 目	融資・保証	実 施 区 分	新規	継続
組 織 名	旭川市			
制 度 名	旭川市中小企業振興資金融資制度(経営革新・販路拡大等支援融資)			
事 業 概 要	【事業目的・概要】 雇用の維持・拡大を図るための経営革新や新分野進出、事業承継・体質強化のための合併などの企業再編の取組を行う中小企業者に対し、必要な事業資金の融資の円滑化を図る。			
	【対 象 者】 市内に事業所を有し、1年以上の事業実績があり、北海道信用保証協会の定める保証対象業種に該当する中小企業者で、市が定める条件を満たす者			
	【融 資 内 容】			
	資金使途	融資金額	融資期間	融資利率(固定金利)
運転資金 設備資金	上限2,000万円	7年以内 (内据置1年以内可)	5年以内 年1.9% 7年以内 年2.2%	
【申請方法】 市を含むあっせん機関へ必要書類を提出				
H28年度実績	29件 169,091千円(H28年度末残高)			
詳細(ホームページ)	http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/542/544/p003889.html			
備 考				
問い合わせ先	旭川市 経済総務課 金融支援係 電話0166-25-7042 FAX0166-26-7093 【対応時間】月～金(年末年始及び祝日を除く)8:45～17:15			

項 目	個別(専門家)相談・専門家派遣	実 施 区 分	新規	継続
組 織 名	旭川市			
制 度 名	旭川市経営アドバイザー派遣事業			
事 業 概 要	【事業目的・概要】 旭川市内で事業を営む中小企業者等に対し専門家を派遣し、経営上の問題・課題の解決に向けたアドバイス等、中小企業者の持続的な発展を後押しする。			
	【対 象 者】 旭川市内で北海道信用保証協会が定める保証対象業種を営む、中小企業信用保険法に規定される中小企業者等(一部除く)			
	【補助(支援)内容】 専門家(中小企業診断士)派遣 ※費用は無料 ※年度内2回以内(女性代表者の場合は3回以内)			
	【申請方法】 市へ申請書を提出			
H28年度実績	派遣回数 18回			
詳細(ホームページ)	http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/542/546/p003878.html			
備 考				
問い合わせ先	旭川市 経済総務課 金融支援係 電話0166-25-7042 FAX0166-26-7093 【対応時間】月～金(年末年始及び祝日を除く)8:45～17:15			

項 目	補助金・助成金	実 施 区 分	新規	継続
組 織 名	東神楽町			
制 度 名	中小企業後継者育成事業助成金			
事 業 概 要	<p>【事業目的・概要】 地域産業の活性化及び雇用の拡大を図るため、町内に事業所を有する企業等が行う後継者育成等の取組を支援する。</p> <p>【対 象 者】 町内に事業所がある企業等の経営者、経営後継者、従業員であって、町税(法人町民税・固定資産税など)を滞納していない者</p> <p>【補助(支援)内容】 受講者1名につき受講料の半額(助成額は2万円を限度)を助成 ただし、年度予算の範囲内で受講者1名につき年度内1回が上限 1助成金申請者あたりの受講者の人数は、1年度につき5名を上限</p> <p>【申請方法】 東神楽町産業振興課に助成金の交付申請を行う</p>			
H28年度実績	4件 148千円			
詳細(ホームページ)	https://www.town.higashikagura.lg.jp/docs/357.html			
備 考				
問い合わせ先	東神楽町役場産業振興課 村椿、臼杵 電話0166-83-2114(343、345)			

項 目	融資・保証	実 施 区 分	新規	継続												
組 織 名	東神楽町															
制 度 名	中小企業特別融資制度															
事 業 概 要	<p>【事業目的・概要】 町内の中小企業者が行う取組(事業承継を含む)に必要な資金を金融機関の窓口を通じて低利で融資するとともに、融資を受けた際の利子の一部を補給する。</p> <p>【対 象 者】 町内に主たる事業所をおき、同一事業を1年以上行っている中小企業者等</p> <p>【補助(支援)内容】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資金用途</th> <th>融資金額</th> <th>融資期間</th> <th>融資利率(固定金利)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転資金</td> <td>1,000万円以内</td> <td>7年以内</td> <td>0.95%</td> </tr> <tr> <td>設備資金</td> <td>2,000万円以内</td> <td>10年以内</td> <td>※H29.4.1現在</td> </tr> </tbody> </table> <p>※本制度融資に係わる支払利息の補給(上限1%)及び保証料を全額補給</p> <p>【申請方法】 東神楽町商工会へあつ旋申し込みを行う。取扱金融機関 北央信用組合東神楽支店</p>				資金用途	融資金額	融資期間	融資利率(固定金利)	運転資金	1,000万円以内	7年以内	0.95%	設備資金	2,000万円以内	10年以内	※H29.4.1現在
資金用途	融資金額	融資期間	融資利率(固定金利)													
運転資金	1,000万円以内	7年以内	0.95%													
設備資金	2,000万円以内	10年以内	※H29.4.1現在													
H28年度実績	54件 187,135千円(H28年度末融資残高)															
詳細(ホームページ)	https://www.town.higashikagura.lg.jp/docs/357.html															
備 考																
問い合わせ先	東神楽町役場産業振興課 村椿、臼杵 電話0166-83-2114(343、345)															

項 目	補助金・助成金(経営安定)	実 施 区 分	新規	継続													
組 織 名	愛別町																
制 度 名	産業後継者就業等支援給付金事業(後継者定着給付金・後継者定住促進給付金)																
事 業 概 要	【事業目的・概要】 町内の後継者不足の解消と雇用の安定を図るため、新たに家業を継ぐ者の継続就業や定住のための支援を実施する。																
	【対 象 者】 ・家業を継ぐ者、産業を営む者の後継者として就業する者(U・Iターン、新規学卒者を含む)で45歳未満、町内在住、町税を滞納していない者 ・愛別商工会青年部に加入している者																
	【補助(支援)内容】																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>補助対象経費</th> <th>補助率</th> <th>補助金額</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>後継者定着給付金</td> <td>—</td> <td>定額</td> <td>1回15万円を最大2年間(4回)給付</td> <td rowspan="2">給付額相当の愛別町商工会発行の商品券を給付</td> </tr> <tr> <td>後継者定住促進給付金</td> <td>住宅家賃</td> <td>1/2</td> <td>月額1万円(限度)を最大2年間助成</td> </tr> </tbody> </table>				事業名	補助対象経費	補助率	補助金額	その他	後継者定着給付金	—	定額	1回15万円を最大2年間(4回)給付	給付額相当の愛別町商工会発行の商品券を給付	後継者定住促進給付金	住宅家賃	1/2
事業名	補助対象経費	補助率	補助金額	その他													
後継者定着給付金	—	定額	1回15万円を最大2年間(4回)給付	給付額相当の愛別町商工会発行の商品券を給付													
後継者定住促進給付金	住宅家賃	1/2	月額1万円(限度)を最大2年間助成														
	【申請方法】 家業に従事した日から起算して、3ヶ月以内に町担当課に申請書を提出																
H28年度実績	2件 450千円(後継者定着給付金) 0件(後継者定住促進給付金)																
詳細(ホームページ)	—																
備 考																	
問い合わせ先	愛別町 産業振興課 電話01658-6-5111																

項 目	補助・助成(その他)	実 施 区 分	新規	継続
組 織 名	愛別町			
制 度 名	産業後継者就業等支援給付金事業(後継者祝い金)			
事 業 概 要	【事業目的・概要】 町内の後継者不足の解消と雇用の安定を図るため、家業を継ぐ者として、就業する者が結婚した場合に、結婚祝い金を支給する。			
	【対 象 者】 ・家業を継ぐ者、産業を営む者の後継者として就業する者(U・Iターン・新規学卒者を含む)で45歳未満、町内在住、町税を滞納していない者 ・愛別商工会青年部に加入している者			
	【補助(支援)内容】 ・給付額等 後継者祝い金として、8万円(1回限り)を支給 ・給付内容 祝い金相当額の愛別商工会発行の商品券			
	【申請方法】 入籍の日又は、祝賀会等を行う日から起算して1ヶ月以内に、町担当課に申請書を提出			
H28年度実績	1件 80千円			
詳細(ホームページ)	—			
備 考				
問い合わせ先	愛別町 産業振興課 電話01658-6-5111			

項 目	融資・保証	実 施 区 分	新規	継続														
組 織 名	美瑛町																	
制 度 名	中小企業等特別融資貸付金																	
事 業 概 要	<p>【事業目的・概要】 町内の中小企業が行う取組(事業承継を含む)に必要な資金を金融機関の窓口を通じて低利で融資する。</p> <p>【対 象 者】 ・町内において1年以上同一事業を継続して営んでいる中小企業者 ・美瑛町商工会員であって、町税を完納している方 ※いずれも満たす方</p> <p>【補助(支援)内容】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資金用途</th> <th>融資金額</th> <th>償還年数</th> <th>融資利率(固定金利)</th> <th>保証料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転資金</td> <td>1,000万円以内</td> <td>5年以内</td> <td>短期 1.90%</td> <td rowspan="2">全額補助</td> </tr> <tr> <td>設備資金</td> <td>1,500万円以内</td> <td>7年以内</td> <td>長期 2.10%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※融資利率は平成29年4月1日現在</p> <p>【申請方法】 美瑛町商工会へ申請(随時受付)</p>				資金用途	融資金額	償還年数	融資利率(固定金利)	保証料	運転資金	1,000万円以内	5年以内	短期 1.90%	全額補助	設備資金	1,500万円以内	7年以内	長期 2.10%
資金用途	融資金額	償還年数	融資利率(固定金利)	保証料														
運転資金	1,000万円以内	5年以内	短期 1.90%	全額補助														
設備資金	1,500万円以内	7年以内	長期 2.10%															
H 2 8 年度実績	26件(名) 200,420千円																	
詳細(ホームページ)	http://town.biei.hokkaido.jp/about/industrys/shoukou/index.html																	
備 考	—																	
問 い 合 わ せ 先	美瑛町 経済文化振興課 商工振興係 電話0166-92-4321																	

項 目	補助・助成(経営安定)	実 施 区 分	新規	継続
組 織 名	上富良野町			
制 度 名	担い手サポート奨励金			
事 業 概 要	<p>【事業目的・概要】 商工業を支える産業後継者の育成・確保を図るため、新規に就業する後継者に対して奨励金を交付する。</p> <p>【対 象 者】 町内に住所を有し、今後2年以上居住する見込みのある方で、後継者として専業であり平成21年4月1日以降に新規に従事する満45歳以下の方。</p> <p>【補助(支援)内容】 ・給付額等 年額24万円を2年間交付(総額48万円) ・支給時期等 年2回(9月・3月) ※1回の交付限度額 12万円</p> <p>【申請方法】 町の担当課へ申請書を提出 ※商業の後継者は商工会長から「後継者の相違ない旨の証明」を受け、あらかじめ認定を受ける必要あり</p>			
H 2 8 年度実績	商工業者:5名 940千円			
詳細(ホームページ)	http://www.town.kamifurano.hokkaido.jp/index.php?id=349			
備 考				
問 い 合 わ せ 先	上富良野町 企画商工観光課 商工観光班 電話0167-45-6983			

項 目	補助・助成(その他)	実 施 区 分	新規	継続
組 織 名	和寒町			
制 度 名	商工業新規就業対策事業補助			
事 業 概 要	<p>【事業目的・概要】 商工業の後継者確保と地場企業の育成を図るため、商工業の後継者として新たに就業する者に対して補助金を交付する。</p> <p>【対象者】 商工業経営の後継者(子息・子女)となってから1年を経過した者で18歳以上の町内在住者。※ただし、前代表権をもって経営に参画している場合は補助の対象としない</p> <p>【補助(支援)内容】 ・補助金額等 50万円(1年経過後30万円、2年経過後10万円、3年経過後10万円) ※1回限り</p> <p>【申請方法】 商工業経営の後継者となってから1年経過後に町に申請書を提出。</p>			
H28年度実績	0件			
詳細(ホームページ)	http://www.town.wassamu.hokkaido.jp			
備 考				
問い合わせ先	和寒町 産業振興課 商工観光労政係 電話0165-32-2423			

項 目	補助・助成(技術取得・経営安定)	実 施 区 分	新規	継続												
組 織 名	下川町															
制 度 名	下川町中小企業振興基本条例に基づく助成制度(事業承継)															
事 業 概 要	<p>【事業目的・概要】 町内の事業承継の円滑化を図るため、経営者自らの技術承継又は住民の利便性に寄与する事業の継承を受けようとする者が行う事業承継の取組に必要な経費を支援する。</p> <p>【対象者】 事業承継を受けた者</p> <p>【補助(支援)内容】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象経費</th> <th>補助率</th> <th>補助金額</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術取得・研修費・販路開拓</td> <td>2/3以内</td> <td>上限50万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>建物改修・機械修繕・購入</td> <td>1/2以内</td> <td>上限250万円</td> <td>経営者の直系親族2親等以内が承継する場合は、既存機械の更新を対象とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【申請方法】 町担当課に申請書を提出</p>				対象経費	補助率	補助金額	摘 要	技術取得・研修費・販路開拓	2/3以内	上限50万円	—	建物改修・機械修繕・購入	1/2以内	上限250万円	経営者の直系親族2親等以内が承継する場合は、既存機械の更新を対象とする。
対象経費	補助率	補助金額	摘 要													
技術取得・研修費・販路開拓	2/3以内	上限50万円	—													
建物改修・機械修繕・購入	1/2以内	上限250万円	経営者の直系親族2親等以内が承継する場合は、既存機械の更新を対象とする。													
H28年度実績	1件 4,013千円															
詳細(ホームページ)	https://www.town.shimokawa.hokkaido.jp/															
備 考	H28.4.1条例改正															
問い合わせ先	下川町 環境未来都市推進課 電話01655-4-2511 内線235															

項 目	補助・助成(経営安定)	実 施 区 分	新規	継続
組 織 名	下川町			
制 度 名	下川町中小企業振興基本条例に基づく助成制度(承継支援)			
事 業 概 要	<p>【事業目的・概要】 事業承継後の経営の安定化に向けた、事業承継後の新経営者に対し、承継支援の一環として商品券を支給する。</p> <p>【対 象 者】 事業承継を受けた者</p> <p>【補助(支援)内容】 補助金額等 月額10万円相当(12ヶ月以内)</p> <p>【申 請 方 法】 町担当課に申請書を提出</p>			
H28年度実績	1件 500千円			
詳細(ホームページ)	https://www.town.shimokawa.hokkaido.jp/			
備 考	H28.4.1条例改正			
問い合わせ先	下川町 環境未来都市推進課 電話01655-4-2511 内線235			

項 目	補助・助成(技術習得)	実 施 区 分	新規	継続
組 織 名	下川町			
制 度 名	下川町中小企業振興基本条例に基づく助成制度(技術指導費)			
事 業 概 要	<p>【事業目的・概要】 町内の事業承継の円滑化を図るため経営者から事業承継予定者に対して行う事業継続に必要な技術指導に対する取組を支援する。</p> <p>【対 象 者】 事業を譲り渡す者</p> <p>【補助(支援)内容】 補助金額等 日額3,000円(180日以内)</p> <p>【申 請 方 法】 町担当課に申請書を提出</p>			
H28年度実績	1件 813千円			
詳細(ホームページ)	https://www.town.shimokawa.hokkaido.jp/			
備 考	H28.4.1条例改正			
問い合わせ先	下川町 環境未来都市推進課 電話01655-4-2511 内線235			

項 目	補助・助成(経営安定)	実 施 区 分	新規	継続														
組 織 名	下川町																	
制 度 名	下川町中小企業振興基本条例に基づく助成制度(事業継承円滑化支援)																	
事 業 概 要	【事業目的・概要】 町内の事業承継の円滑化を図るため事業承継予定者に対して承継までの移行期間における支援として、町内で利用できる商品券を支給するとともに承継事業に必要なノウハウ修得のための町外研修への参加を支援する。																	
	【対 象 者】 事業承継を受けようとする者																	
	【補助(支援)内容】																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象事業</th> <th>対象経費</th> <th>補助率</th> <th>補助金額</th> <th>補助期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町内商品券支給</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>月額10万円相当</td> <td>12ヶ月以内</td> </tr> <tr> <td>町外研修費</td> <td>旅費、受講料等</td> <td>2/3以内</td> <td>上限30万円</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				対象事業	対象経費	補助率	補助金額	補助期間	町内商品券支給	—	—	月額10万円相当	12ヶ月以内	町外研修費	旅費、受講料等	2/3以内	上限30万円
対象事業	対象経費	補助率	補助金額	補助期間														
町内商品券支給	—	—	月額10万円相当	12ヶ月以内														
町外研修費	旅費、受講料等	2/3以内	上限30万円	—														
【申請方法】 町担当課に申請書を提出																		
H28年度実績	4件 商品券3,300千円																	
詳細(ホームページ)	https://www.town.shimokawa.hokkaido.jp/																	
備 考	H28.4.1条例改正																	
問い合わせ先	下川町 環境未来都市推進課 電話01655-4-2511 内線235																	

項 目	補助・助成(その他)	実 施 区 分	新規	継続
組 織 名	美深町			
制 度 名	美深町商工業担い手支援条例に基づく助成制度(事業承継奨励金)			
事 業 概 要	【事業目的・概要】 町内における事業承継の取組を促進するため、親族から商工業事業を引き継ぐ新経営者に対し、事業承継奨励金を交付する。			
	【対 象 者】 事業を引き継ぐ親族の新経営者			
	【補助(支援)内容】 事業承継奨励金 50万円(事業承継時に支給)			
	【申請方法】 美深町商工会に認定申請書を提出(担い手支援委員会による審査あり)			
H28年度実績	0件			
詳細(ホームページ)	http://www.town.bifuka.hokkaido.jp/cms/section/soumu/i63vp600000025pf.html			
備 考				
問い合わせ先	美深町 総務課 企画グループ 商工観光係 電話01656-2-1617 美深町商工会 電話01656-2-1014			

項 目	補助・助成(経営安定)	実 施 区 分	新規	継続	
組 織 名	美深町				
制 度 名	美深町商工業担い手支援条例に基づく助成制度(経営安定補助金・経営自立補助金)				
事 業 概 要	【事業目的・概要】 事業承継後の経営の安定化・自立化を図るため、事業承継者となるもの(親族は除く)が行う承継する事業の取組に必要な経費を支援する。				
	【対象者】 事業承継者となる者(親族を除く)及び新規開業者				
	【補助(支援)内容】				
	事業名	補助対象経費	補助率	補助金額	その他
	経営安定補助金	-	定額	単身者 月額10万円以内 単身者以外 月額15万円以内	助成期間は経営開始から最大24ヶ月
経営自立補助金	月額賃貸料	1/2以内	限度額10万円	助成期間は賃貸開始から24ヶ月以内	
	固定資産税相当額			助成期間は賦課年から2ヶ月以内	
	土地・建物・設備取得費	20%以内	限度額200万円	-	
【申請方法】 美深町商工会に認定申請書を提出(担い手支援委員会による審査あり)					
H28年度実績	9件 7,950千円(経営安定補助金)		8件 3,319千円(経営自立補助金)		
詳細(ホームページ)	http://www.town.bifuka.hokkaido.jp/cms/section/soumu/i63vp60000025pf.html				
問い合わせ先	美深町 総務課 企画グループ 商工観光係 電話01656-2-1617 美深町商工会 電話01656-2-1014				

項 目	補助・助成(技術習得)	実 施 区 分	新規	継続	
組 織 名	美深町				
制 度 名	美深町商工業担い手支援条例に基づく助成制度(技術実習助成金・技術指導助成金)				
事 業 概 要	【事業目的・概要】 円滑な事業承継を図るため、事業承継予定者が、事業経営に必要な技術を習得するための取組を支援する。				
	【対象者】 ①事業承継予定者【技術実習助成金】 ②事業承継予定者を技術指導する事業者【技術指導助成金】 ※上記2つとも親族、従業員又は現経営者と生活を一にする者を除く				
	【補助(支援)内容】				
	事業名	補助対象経費	補助率	補助金額	その他
	①技術実習助成金	事業経営に必要な技術習得の実習期間内に係る経費	定額	単身者 月額10万円以内 単身者以外 月額15万円以内	助成期間は実習開始から12ヶ月以内
②技術指導助成金	事業経営に必要な技術の指導費	定額	日額3,000円	助成期間は指導開始から300日以内	
【申請方法】 美深町商工会に認定申請書を提出(担い手支援委員会による審査あり)					
H28年度実績	0件(技術実習助成金)		0件(技術指導助成金)		
詳細(ホームページ)	http://www.town.bifuka.hokkaido.jp/cms/section/soumu/i63vp60000025pf.html				
問い合わせ先	美深町 総務課 企画グループ 商工観光係 電話01656-2-1617 美深町商工会 電話01656-2-1014				

項 目	補助・助成(その他)	実 施 区 分	新規	継続
組 織 名	美深町			
制 度 名	美深町商工業担い手支援条例に基づく助成制度(研修調査助成金)			
事 業 概 要	<p>【事業目的・概要】 事業経営に必要な技術の習得・向上、販路の拡大、異業種への進出等に必要な研修及び調査に係る経費を支援する。</p> <p>【対 象 者】 事業承継者及び従業員</p> <p>【補助(支援)内容】 ・補助率 研究調査費の2/3以内 ・補助金額 1事業者限度額100万円</p> <p>【申請方法】 美深町商工会に認定申請書を提出(担い手支援委員会による審査あり)</p>			
H28年度実績	5件 259千円			
詳細(ホームページ)	http://www.town.bifuka.hokkaido.jp/cms/section/soumu/i63vp60000025pf.html			
備 考				
問い合わせ先	美深町 総務課 企画グループ 商工観光係 電話01656-2-1617 美深町商工会 電話01656-2-1014			

項 目	補助・助成(経営安定)	実 施 区 分	新規	継続																						
組 織 名	中川町																									
制 度 名	中川町商工業振興条例に基づく助成制度(経営安定補助金・経営自立補助金)																									
事 業 概 要	<p>【事業目的・概要】 事業承継後の経営の安定化・自立化を図るため、事業承継者が行う承継する事業の取組に必要な経費を支援する。</p> <p>【対 象 者】 町内の事業承継者(中川町商工会員であること)</p> <p>【補助(支援)内容】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>補助対象経費</th> <th>補助率</th> <th>補助金額</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経営安定補助金</td> <td>—</td> <td>定額</td> <td>単身者 月額10万円以内 単身者以外 月額15万円以内</td> <td>助成期間は経営開始から最大24ヶ月</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">経営自立補助金</td> <td>月額賃貸料</td> <td rowspan="2">1/2以内</td> <td rowspan="2">限度額10万円</td> <td>助成期間は賃貸開始から24ヶ月以内</td> </tr> <tr> <td>固定資産税相当額</td> <td>助成期間は賦課年から2ヶ月以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>土地・建物・設備取得費</td> <td>20%以内</td> <td>限度額200万円</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>【申請方法】 町担当課へ事業開始2か月前までに認定申請する(審査あり)</p>				事業名	補助対象経費	補助率	補助金額	その他	経営安定補助金	—	定額	単身者 月額10万円以内 単身者以外 月額15万円以内	助成期間は経営開始から最大24ヶ月	経営自立補助金	月額賃貸料	1/2以内	限度額10万円	助成期間は賃貸開始から24ヶ月以内	固定資産税相当額	助成期間は賦課年から2ヶ月以内		土地・建物・設備取得費	20%以内	限度額200万円	—
事業名	補助対象経費	補助率	補助金額	その他																						
経営安定補助金	—	定額	単身者 月額10万円以内 単身者以外 月額15万円以内	助成期間は経営開始から最大24ヶ月																						
経営自立補助金	月額賃貸料	1/2以内	限度額10万円	助成期間は賃貸開始から24ヶ月以内																						
	固定資産税相当額			助成期間は賦課年から2ヶ月以内																						
	土地・建物・設備取得費	20%以内	限度額200万円	—																						
H28年度実績	0件																									
詳細(ホームページ)	—																									
問い合わせ先	中川町 産業振興課 商工担当 電話01656-7-2816																									

項 目	補助・助成(技術取得)	実 施 区 分	新規	継続
組 織 名	中川町			
制 度 名	中川町商工業振興条例に基づく助成制度(技術実習助成金)			
事 業 概 要	<p>【事業目的・概要】 円滑な事業承継を図るため、事業承継予定者が、事業経営に必要な技術を習得するために必要な取組を支援する。</p> <p>【対 象 者】 町内の事業承継予定者(中川町商工会員であること)</p> <p>【補助(支援)内容】 ・補助金額等 単身者 月額10万円以内 単身者以外 月額15万円以内 ※ただし、予定者と認定され実習開始から12か月以内</p> <p>【申請方法】 町担当課へ技術実習開始2ヶ月前までに認定申請する (商工業振興委員会による審査あり)</p>			
H28年度実績	0件			
詳細(ホームページ)	-			
備 考				
問い合わせ先	中川町 産業振興課 商工担当 電話01656-7-2816			

項 目	補助・助成(技術取得)	実 施 区 分	新規	継続
組 織 名	中川町			
制 度 名	中川町商工業振興条例に基づく助成制度(研修調査助成金)			
事 業 概 要	<p>【事業目的・概要】 事業経営に必要な技術の修得・向上、販路の拡大に必要な研修・調査等に係る経費を支援する。</p> <p>【対 象 者】 町内の事業承継者、事業承継予定者(中川町商工会員であること)</p> <p>【補助(支援)内容】 ・補助率 研修調査費の2/3以内 ・補助金額 1事業者限度額100万円</p> <p>【申請方法】 町担当課へ技術実習開始2ヶ月前までに認定申請する (商工業振興委員会による審査あり)</p>			
H28年度実績	0件			
詳細(ホームページ)	-			
備 考				
問い合わせ先	中川町 産業振興課 商工担当 電話01656-7-2816			

項 目	補助・助成(経営安定) 補助・助成(技術習得)	実 施 区 分	新規	継続								
組 織 名	音威子府村											
制 度 名	経営基盤強化及び経営革新事業(事業承継等)											
事 業 概 要	【事業目的・概要】 事業の承継及び技術の承継を受けようとする者が行う承継事業の取組に必要な経費を支援する。											
	【対 象 者】 事業を引き継ぐ新しい経営者の方に建物の改修、機械設備の修繕・購入など											
	【補助(支援)内容】											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助率</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術取得、研修、販路開拓</td> <td>当該経費の3分の2以内</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>建物改修、機械修繕・購入</td> <td>当該経費の2分の1以内</td> <td>300万円</td> </tr> </tbody> </table>				区分	補助率	限度額	技術取得、研修、販路開拓	当該経費の3分の2以内	50万円	建物改修、機械修繕・購入	当該経費の2分の1以内
区分	補助率	限度額										
技術取得、研修、販路開拓	当該経費の3分の2以内	50万円										
建物改修、機械修繕・購入	当該経費の2分の1以内	300万円										
	【申請方法】 音威子府村担当課に申請書類を提出											
H28年度実績	0件											
詳細(ホームページ)	-											
備 考												
問い合わせ先	音威子府村 経済課 産業振興室 電話01656-5-3313											

項 目	補助・助成(経営安定)	実 施 区 分	新規	継続											
組 織 名	幌加内町														
制 度 名	幌加内町商工業振興奨励事業(店舗、事務所建設・設備導入)														
事 業 概 要	【事業目的・概要】 事業承継等による経営開始後の事業経営に必要な土地・建物(住宅は除く。)及び設備に係る経費を支援する。														
	【対 象 者】 商工会員(見込みも含む)の小企業者・小規模企業者														
	【補助(支援)内容】														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象経費</th> <th>補助率</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>店舗、事務所の建設時の経費</td> <td>1/2</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>土地を新規に取得した場合の固定資産評価額</td> <td>相当額</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>機械設備導入時の経費</td> <td>1/2</td> <td>500万円</td> </tr> </tbody> </table>				対象経費	補助率	限度額	店舗、事務所の建設時の経費	1/2	500万円	土地を新規に取得した場合の固定資産評価額	相当額	100万円	機械設備導入時の経費	1/2
対象経費	補助率	限度額													
店舗、事務所の建設時の経費	1/2	500万円													
土地を新規に取得した場合の固定資産評価額	相当額	100万円													
機械設備導入時の経費	1/2	500万円													
	※上記3項目の補助金合計額の限度額は、500万円														
	【申請方法】 事業計画書を幌加内町商工会の経営審査を経た上で、町担当課へ提出														
H28年度実績	店舗、事務所の建設時の経費 1件 1,428千円 機械設備導入時の経費 2件 4,763千円 土地を新規に取得した場合の固定資産評価額 0件														
詳細(ホームページ)	-														
備 考															
問い合わせ先	幌加内町 産業課 商工観光係 電話0165-35-2122														

項 目	補助・助成(経営安定)	実 施 区 分	新規	継続
組 織 名	幌加内町			
制 度 名	幌加内町商工業振興奨励事業(起業・独立・事業承継)			
事 業 概 要	<p>【事業目的・概要】 町内における商工業者の増加及び維持を図るため、事業を承継した者に対し、承継後の取組に必要な経費を支援する。</p> <p>【対 象 者】 商工会員(見込みも含む)の小企業者・小規模企業者であり満45歳未満で、事業継承した者</p> <p>・補助率 研修調査費の2/3以内 ・補助金額 1事業者限度額100万円</p> <p>【申請方法】 事業計画書を幌加内町商工会の経営審査を経た上で、町担当課へ提出(商工業振興委員会による審査あり)</p>			
H28年度実績	1件 1,000千円			
詳細(ホームページ)	—			
備 考				
問い合わせ先	幌加内町 産業課 商工観光係 電話0165-35-2122			

項 目	補助・助成(技術習得)	実 施 区 分	新規	継続
組 織 名	幌加内町			
制 度 名	幌加内町商工業振興奨励事業(新規事業・新商品開発)			
事 業 概 要	<p>【事業目的・概要】 事業承継を契機とした、新たな事業、新商品開発等の取組に必要な経費を支援する。</p> <p>【対 象 者】 商工会員(見込みも含む)の小企業者・小規模企業者</p> <p>【補助(支援)内容】 ・補助率 新規事業、新商品開発及び研究に必要な経費の1/2以内 ・補助金額 限度額100万円</p> <p>【申請方法】 事業計画書を幌加内町商工会の経営審査を経た上で、町担当課へ提出(商工業振興委員会による審査あり)</p>			
H28年度実績	0件			
詳細(ホームページ)	—			
備 考				
問い合わせ先	幌加内町 産業課 商工観光係 電話0165-35-2122			

項 目	そ の 他	実 施 区 分	新規	継続
組 織 名	経済産業省			
制 度 名	経営承継円滑化法に基づく特例制度			
事 業 概 要	<p>【事業目的・概要】 非上場会社の自社株式の相続税・贈与税の納税猶予及び免除</p> <p>【対 象 者】 非上場株式を相続または贈与により取得した中小企業の後継者</p> <p>【補助（支援）内容】 相続税：現経営者の相続又は遺贈により、後継者が取得した自社株式の80%部分の相続税の納税猶予及び免除 贈与税：現経営者からの贈与により、後継者が取得した自社株式に対応する贈与税の納税猶予及び免除</p> <p>【申 請 方 法】 経済産業大臣（北海道経済産業局長）の認定後、税務署へ納税申告</p>			
H28年度実績	-			
詳細（ホームページ）	http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/index.html			
備 考	認定は、平成29年4月から北海道経済産業局から北海道に変更となっております。			
問い合わせ先	北海道 経済部 中小企業課 電話011-204-5331(認定) 国税局(事務局)または税務署の税務相談窓口			

項 目	そ の 他	実 施 区 分	新規	継続
組 織 名	独立行政法人中小企業基盤整備機構北海道本部			
制 度 名	中小企業支援機関職員向け研修講師派遣			
事 業 概 要	<p>【制度概要】 道内支援機関の支援担当者に対する支援能力の向上のための講師派遣</p> <p>【研修内容】 ①現状認識から事業承継計画作成までのプロセスの理解 ②株式評価、相続・贈与、経営承継円滑化法等、事業承継に係る基本的な知識の向上</p> <p>【対 象 者】 道内支援機関の支援担当者（商工会議所、商工会、金融機関等）</p> <p>【募集時期】 随時対応</p> <p>【申込方法】 下記問い合わせ先へ連絡</p>			
H28年度実績	6回開催			
詳細（ホームページ）	独立行政法人中小企業基盤整備機構 事業承継円滑化支援事業 http://www.smrj.go.jp/keiei/jigyoshokei/index.html			
備 考				
問い合わせ先	独立行政法人中小企業基盤整備機構北海道本部 経営支援課 電話011-210-7471 FAX011-210-7481			

項 目	そ の 他	実 施 区 分	新規	継続
組 織 名	独立行政法人中小企業基盤整備機構北海道本部			
制 度 名	中小企業者向けセミナー講師派遣			
事 業 概 要	<p>【 制 度 概 要 】 道内支援機関が主催する経営者、後継者向けセミナーの講師派遣 事業承継の概要(事業承継の全体像のとらえ方・進め方等) 事業承継税制の解説 等</p> <p>【 対 象 者 】 中小企業者(経営者、後継者等)</p> <p>【 募 集 時 期 】 随時対応</p> <p>【 申 込 方 法 】 下記問い合わせ先へ連絡</p>			
H28年度実績	6回開催			
詳細(ホームページ)	独立行政法人中小企業基盤整備機構 事業承継円滑化支援事業 http://www.smrj.go.jp/keiei/jigyoshokei/index.html			
備 考				
問い合わせ先	独立行政法人中小企業基盤整備機構 北海道本部 経営支援課 電話011-210-7471 FAX011-210-7481			

項 目	そ の 他	実 施 区 分	新規	継続
組 織 名	独立行政法人中小企業基盤整備機構 北海道本部 中小企業大学校旭川校			
制 度 名	経営管理者養成コース			
事 業 概 要	<p>【 研 修 内 容 】 戦略的発想に基づいた質の高い経営を行うための創造的マネジメント能力の向上を図ることを目的として、総合的なマネジメントを遂行するための実践的な知識・手法を学ぶ。 ①企業を取巻く経営環境と管理者の役割 ②管理者の能力開発 ③経営管理(経営戦略、経営計画、人事管理、財務管理、営業戦略) ④自社課題研究(ゼミナール)と成果発表</p> <p>【 実 施 時 期 】平成29年7月10日～平成30年1月19日(毎月3日～4日、延23日間) 【 対 象 者 】中小企業の経営幹部、後継者、管理者(候補者) 【 定 員 】20名 【 受 講 料 】293,000円</p> <p>【 受 講 申 込 方 法 】 ①旭川校WEBサイト受講申込ページから受講申込み ②受講申込のページから、申込用紙をダウンロードして受講申込み</p>			
H28年度実績	毎年1回開催			
詳細(ホームページ)	経営管理者養成コース http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2017/100045.html			
備 考	※受講料助成制度(詳細は各申請窓口にお問い合わせください。) http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/aid/local/000610.html			
問い合わせ先	中小企業大学校旭川校(旭川市緑が丘東3条2丁目2番1号) 電話0166-65-1200 FAX0166-65-2190			

項目	その他	実施区分	新規	継続
組織名	独立行政法人中小企業基盤整備機構 北海道本部 中小企業大学校旭川校			
制度名	事業承継・廃業支援の進め方			
事業概要	<p>【研修内容】 事業承継税制等、事業承継に関する専門知識を押さえた上で、事業承継対策を進めるアドバイスを行うために必要な知識、手法を習得するとともに、小規模事業者等の廃業時における支援の留意点について学ぶ。</p> <p>①事業承継の実務 ②事業承継の実際(事例研究) ③廃業支援の実務 ④廃業支援の実務(演習) ⑤事業承継の実務(演習)</p> <p>【時期】平成29年8月29日～31日 【対象者】中小企業支援担当者並びに中小企業支援協力機関の役員及び職員 【定員】30名 【受講料】23,000円 【受講申込方法】 ①旭川校WEBサイト受講申込ページから受講申込み ②受講申込のページから、申込用紙をダウンロードして受講申込み</p>			
H28年度実績	年1回開催			
詳細(ホームページ)	中小企業支援担当者等研修 http://www.smri.go.jp/inst/tokyo/list/053295.html			
問い合わせ先	中小企業大学校旭川校(旭川市緑が丘東3条2丁目2番1号) 電話0166-65-1200 FAX0166-65-2190			

項目	個別(専門家)相談・専門家派遣	実施区分	新規	継続
組織名	北海道事業引継ぎ支援センター			
制度名	事業承継の総合相談			
事業概要	<p>【事業目的・概要】 事業承継に精通した専門家が事業承継全般の相談を秘密厳守・無料で対応する公的相談窓口です。</p> <p>【対象者】 中小企業者、小規模企業者など</p> <p>【支援内容】 面談やご提出いただいた資料をもとに、事業実態の把握や具体的な課題を抽出し、今後の対応策や進め方について、様々な情報提供や判断材料を提供いたします。専門家4名体制で全道全域をカバーしております。事業承継に関してどんなことでも、お気軽にご相談ください。</p> <p>【相談窓口】 相談窓口、電話相談にて受付。平日9:00～17:30。</p>			
H28年度実績	560件(相談実績)			
詳細(ホームページ)	https://www.sapporo-cci.or.jp/hikitsugi/			
備考	※経済産業省北海道経済産業局が札幌商工会議所に委託して実施。			
問い合わせ先	北海道事業引継ぎ支援センター 相談窓口 電話011-222-3111			

項 目	その他	実 施 区 分	新規	継続
組 織 名	公益財団法人北海道中小企業総合支援センター			
制 度 名	北のふるさと事業承継支援ファンド			
事 業 概 要	<p>【事業目的・概要】 北海道及び道内金融機関等の出資によるファンドが先代事業者等から株式等を買取り、後継者が買取資金を蓄積するまで株式等を保有し、その後、後継者等へ全株式等を譲渡することにより、円滑な事業承継を支援します。</p> <p>【対象者】 親族外経営者への事業承継(第二創業を含む)を行う小規模企業者(法人に限定) ※債務超過でないこと等の要件あり</p> <p>【補助(支援)内容】 ・ファンドが先代事業者等から株式等を買取り、後継者が買取資金を蓄積するまで最長10年間保有します。 ・投資上限額は3,000万円です。 ・ファンドが株式を保有している間、企業に対して経営支援等を行います。</p> <p>【申請方法】 (公財)北海道中小企業総合支援センターにお問合せください</p>			
H28年度実績	-			
詳細(ホームページ)	http://www.hsc.or.jp			
備 考				
問い合わせ先	公益財団法人北海道中小企業総合支援センター 企業振興部 小規模企業支援G 電話011-232-2405			

項 目	個別(専門家)相談・専門家派遣	実 施 区 分	新規	継続
組 織 名	公益財団法人北海道中小企業総合支援センター			
制 度 名	北海道よろず支援拠点			
事 業 概 要	<p>【事業目的・概要】 中小企業・小規模事業者のみなさまが抱える経営課題の解決に向けて、支援機関と連携を図りながらきめ細やかなサポートを行っています。</p> <p>【対象者】 中小企業者、小規模事業者、創業者など</p> <p>【補助(支援)内容】 旭川市、札幌市などに相談窓口を設置し、コーディネーターがサポートを行います。 ・道北支部 毎週火曜日 9:00~17:30(祝日、年末年始(12/29~1/3)を除く) ・札幌本部 9:00~17:30(土・日・祝日、年末年始(12/29~1/3)を除く)</p> <p>【申請方法】 電話、メールにてご予約ください。 ・電話 (旭川)0166-68-2750 (札幌)011-232-2407 ・メール soudan@hsc.or.jp</p>			
H28年度実績	相談対応件数(北海道よろず支援拠点) 4,371件			
詳細(ホームページ)	http://yorozu.hokkaido.jp/ ※Facebookもあります。			
備 考				
問い合わせ先	(公財)北海道中小企業総合支援センター 道北支部 電話0166-68-2750 〒078-8801 旭川市緑が丘東1条3丁目 旭川リサーチセンター内			

項 目	融資・保証	実 施 区 分	新規	継続
組 織 名	北海道信用保証協会			
制 度 名	信用保証の別枠			
事 業 概 要	<p>【制度概要】□ 事業承継に関する資金を金融機関から借り入れる場合には、信用保証協会の通常の保証枠とは別枠が用意されています。</p> <p>【対 象 者】 「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(略称:経営承継円滑化法)」に基づく認定を得た会社及び個人事業主</p> <p>【補助(支援)内容】 普通保険 通常2億円、別枠2億円 合計4億円 無担保保険 通常8,000万円、別枠8,000万円 合計1億6,000万円 特別小口保険 通常1,250万円、別枠1,250万円 合計2,500万円 ※代表者個人は、信用保証協会の保証の対象外</p>			
H 2 8 年 度 実 績	1件 15,000千円			
詳細(ホームページ)	http://www.cgc-hokkaido.or.jp/			
備 考				
問 い 合 わ せ 先	北海道信用保証協会 事業承継サポートデスク 電話011-241-5605 業務部企業支援課 北海道信用保証協会 旭川支店 電話0166-24-1441 北海道信用保証協会 経営金融相談ダイヤル 電話0120-279-540			

項	目	融資・保証				
組	織	名	日本政策金融公庫【国民生活事業】			
制	度	名	事業承継・集約・活性化支援資金			
ご利用いただける方			<ol style="list-style-type: none"> 1. 安定的な経営権の確保などにより、事業の承継・集約を行う方 2. 「中小企業経営承継円滑化法」第12条第1項第1号の規定に基づき認定を受けた中小企業者の代表者 3. 事業承継に際して経営者個人保証の免除等を取引金融機関に申し入れたことを契機に取引金融機関からの資金調達が困難となっている方であって、公庫が融資に際して経営者個人保証を免除する方 4. 中期的な事業承継を計画し、現経営者が後継者(候補者を含む)と共に事業承継計画を策定している方 5. 事業の承継・集約を契機に、新たに第二創業(経営多角化、事業転換)または新たな取組みを図る方(第二創業後または新たな取組後、おおむね5年以内の方) 			
資金のお使いみち			事業の承継・集約に必要な設備資金および運転資金			
ご	融	資	額	7,200万円(うち運転資金4,800万円)		
ご	返	済	期	間	設備資金 20年以内 <うち据置期間2年以内> 運転資金 7年以内 <うち据置期間2年以内>	
担	保	・	保	証	人	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。
利					率	資金の使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。
融資のお申込み						日本政策金融公庫各支店の国民生活事業の窓口にお申し込みください。
詳細(ホームページ)						https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/jigyouseisyou.html ホーム>サービスのご案内>融資のご案内>融資制度一覧から探す>事業承継・集約・活性化支援資金
問い合わせ先						日本政策金融公庫 旭川支店 国民生活事業 電話0166-23-5241 日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 電話0120-154-505

項 目	融資・保証
組 織 名	日本政策金融公庫【中小企業事業】
制 度 名	事業承継・集約・活性化支援資金
ご利用いただける方	<ol style="list-style-type: none"> 1. 中期的な事業承継を計画し、現経営者が後継者と共に事業承継計画を策定している方 2. 安定的な経営権の確保等により、事業の承継・集約を行う方 3. 事業の承継・集約を契機に、新たに第二創業（経営多角化、事業転換）または新たな取組を図る方（第二創業または新たな取組後、概ね5年以内の方を含む） 4. 中小企業経営承継円滑化法に基づき認定を受けた中小企業の代表者の方 5. 事業承継に際して経営者個人保証の免除などを取引金融機関に申し入れたことを契機に取引金融機関からの資金調達が困難となっている方であって、公庫が貸付に際して経営者個人保証を免除する方
資金のお使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・「ご利用いただける方」の1に当てはまる方が事業承継計画を実施するために必要な設備資金及び長期運転資金 ・「ご利用いただける方」の2または4に当てはまる方が、事業承継を行うために必要な設備資金及び長期運転資金 ・「ご利用いただける方」の3に当てはまる方が、当該事業を行うために必要な設備資金及び長期運転資金 ・「ご利用いただける方」の5に当てはまる方が、金融機関との取引状況の変化に伴い必要な長期運転資金
ご 融 資 額	7億2千万円
ご 返 済 期 間	設備資金 20年以内<うち据置期間2年以内> 運転資金 7年以内 <うち据置期間2年以内>
担 保 ・ 保 証 人	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。
利 率	資金の使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。
融資のお申込み	日本政策金融公庫各支店の中小企業事業の窓口にお申し込みください。
詳細（ホームページ）	https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/jigyokeisyout.html ホーム>サービスのご案内>融資のご案内>融資制度一覧から探す>事業承継・集約・活性化支援資金
問い合わせ先	日本政策金融公庫 旭川支店 中小企業事業 電話0166-24-4161 日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 電話0120-154-505

項 目	融資・保証	実 施 区 分	新規	継続
組 織 名	(株)商工組合中央金庫 旭川支店			
制 度 名	事業承継支援(事業承継支援貸付)			
事 業 概 要	<p>【事業目的・概要】 円滑な事業承継に向けた取組みに必要とする資金を融資する。</p> <p>【対 象 者】 事業承継に取り組む事業者</p> <p>【融 資 内 容】 資金使途・事業承継・M&Aに等に伴う事業継続のための株式取得資金 ・後継者不在の事業を取得するための事業譲受資金 ・納税資金や退職資金等、円滑に事業を承継するために必要な資金 ※融資金額、期間、利率等は個別にご相談</p> <p>【申 請 方 法】 下記問合せ先へご相談ください。</p>			
H 2 8 年 度 実 績	256件(商工組合中央金庫全体)			
詳細(ホームページ)	http://www.shokochukin.co.jp/			
備 考				
問 い 合 わ せ 先	(株)商工組合中央金庫 旭川支店 電話0166-26-2181			

項 目	個別(専門家)相談・専門家派遣	実 施 区 分	新規	継続
組 織 名	(株)商工組合中央金庫 旭川支店			
制 度 名	事業承継支援(専門家紹介)			
事 業 概 要	<p>【事業目的・概要】 様々な相談に対して、業務提携している各種専門家を紹介し最適な解決方法を提供する。</p> <p>【対 象 者】 事業承継に取り組む事業者</p> <p>【補助(支援)内容】 事業承継を得意とする税理士、コンサルタントなどの紹介</p> <p>【申 請 方 法】 下記問い合わせ先へご相談ください。</p>			
H 2 8 年 度 実 績	64件(商工組合中央金庫全体)			
詳細(ホームページ)	http://www.shokochukin.co.jp/			
備 考				
問 い 合 わ せ 先	(株)商工組合中央金庫 旭川支店 電話0166-26-2181			

項 目	融 資 ・ 保 証	実 施 区 分	新 規	継 続
組 織 名	北海道経済部			
制 度 名	中小企業総合振興資金(ステップアップ貸付【政策サポート】)※事業承継分のみ			
事 業 概 要	<p>【事業目的・概要】 事業承継円滑化に向けた道内中小企業者への金融支援</p> <p>【対象者】 現に事業を営んでいる中小企業者等で事業承継を行うもの又は事業継続が困難になった事業者等から事業を引き継ぐ中小企業者等</p> <p>【融資内容】 ・融資金額 限度額1億円 ・使途区分 運転資金、設備資金 ・期 間 10年以内(うち据置1年以内) ・利 率 年 1.2～1.8%</p> <p>【申請方法】 商工会議所・商工会等の斡旋機関へ斡旋申込を行う。</p>			
H28年度実績	3件 73,000千円			
詳細(ホームページ)	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/index.htm			
備 考				
問い合わせ先	経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ 電話011-204-5346			

項 目	そ の 他	実 施 区 分	新 規	継 続
組 織 名	北海道経済部			
制 度 名	事業承継サポートネットワーク形成事業			
事 業 概 要	<p>【事業目的・概要】 円滑な事業承継を進めるための支援体制の整備と専門的な人材の育成</p> <p>【対象者】 市町村、商工団体、金融機関、産業支援機関、専門家(税理士、中小企業診断士等)</p> <p>【補助(支援)内容】 ネットワーク形成、構成機関のスキルアップ事業、専門アドバイザー登録制度確立、コーディネーター育成</p> <p>【時 期】 平成29年6月～平成30年3月</p>			
H28年度実績	—			
詳細(ホームページ)	—			
備 考	※北海道が(公財)北海道中小企業総合支援センターに委託して実施。			
問い合わせ先	経済部 地域経済局 中小企業課 中小企業支援グループ 電話011-204-5341			

項 目	そ の 他	実 施 区 分	新規	継続
組 織 名	北海道経済部			
制 度 名	小規模企業持続的発展支援事業			
事 業 概 要	<p>【事業目的・概要】 小規模企業の経営体質強化を図るため、経営相談、人材育成の事業を実施する。 (事業承継相談を含む)</p> <p>【対 象 者】 小規模企業経営者(人材育成については小規模企業従業員)</p> <p>【補助(支援)内容】 道内各地に相談窓口を設け、経営の専門家による経営相談、企業課題に対応した従業員のスキルアップ支援</p> <p>【時 期】 平成29年6月～平成30年3月</p>			
H28年度実績	—			
詳細(ホームページ)	—			
備 考	※北海道が「小規模企業持続的発展支援事業」委託業務受託コンソーシアムに委託して実施。			
問い合わせ先	経済部 地域経済局 中小企業課 中小企業支援グループ 電話011-204-5341			

項 目	そ の 他	実 施 区 分	新規	継続
組 織 名	北海道上川総合振興局			
事 業 名	かみかわ地域産業担い手対策事業(中小企業等事業承継支援事業)			
事 業 概 要	<p>【事業目的・概要】 上川管内の事業承継の円滑化に向けて、関係機関と連携した経営者等への啓発・支援、事業承継支援者のスキルアップ支援及び関係支援機関におけるサポートネットワーク会議の開催。</p> <p>【対 象 者】 事業承継に課題を抱える経営者等、市町村・商工会議所・商工会等の支援機関</p> <p>【補助(支援)内容】 課題を抱える経営者の啓発と発掘、啓発セミナー・個別相談会の開催 支援冊子の作成、支援者向けスキルアップ勉強会の開催 関係支援機関におけるサポートネットワーク会議による相談サポート体制の充実</p> <p>【時 期】 平成29年4月～平成30年3月</p>			
H28年度実績	啓発セミナーの開催(旭川市)、支援施策紹介冊子の作成、支援者向けスキルアップ勉強会(情報交換会)の開催(旭川市)			
詳細(ホームページ)	http://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/ss/srk/zigyousyoukeissashi.htm			
備 考				
問い合わせ先	上川総合振興局 産業振興部 商工労働観光課 商工労働係 電話0166-46-5940			

平成29年度 上川管内版

事業承継に係る支援施策のご案内 平成29年8月発行

※本冊子に掲載されている内容については、平成29年6月現在のものです。

発行：北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課

〒079-8610 旭川市永山6条19丁目

電話：0166-46-5940（商工労働係）

※この冊子は、北海道を応援する皆様からお寄せいただいた「ふるさと北海道応援寄付金」を活用して作成しています。「ふるさと北海道応援寄付金」のお申込み・お問い合わせは「北海道総合政策部地域創生局地域政策課」（電話 011-206-6404）